

広報

No.753

dizumi 

平成19年5月15日 発行

編集・発行

〒771-1292

徳島県藍住町企画調整課

Tel. 088-637-3124(毎月15日発行)

印刷 グランド印刷株式会社

あいずみ

5

月号



おそろいの服に同じ髪型
気がつけばいつも兄と一緒に遊んだ
いきなり走り出す兄の背中を追いかけたばかりだった
遊んでいても泣かされてばかりだった
でも時折、何かを思い出したように
優しい笑顔で僕の手を握ってくれた
今も覚えているのは
ぎゅっと握った兄の手の温もり

新緑の鮮やかな正法寺川公園を仲良く歩く兄弟



6月号の表紙のテーマは「初夏のきざし」です。

テーマに合う写真や詩を送ってください。

提出先 〒771-1292 藍住町奥野字矢上前52番地1
藍住町企画調整課 広報表紙募集係
Eメール aizumi@town.aizumi.tokushima.jp

応募締切 5月31日(木)

☎ 企画調整課(☎637・3124)

今月の主な記事

- 税源移譲 平成19年から所得税・住民税が変わります …… P2～3
- 生活環境課から 町内一斉清掃 他 …………… P4
- 給食・調理部門民間委託基本方針の概要 …………… P8～9
- 守れ人権 許すな差別 …………… P11
- 情報NOW …………… P12～16

住民の動き

平成19年4月末現在()内は前月比

人 口	32,845人(+55)	15歳未満	5,425人(+27)
男	15,798人(+23)	65歳以上	4,723人(+20)
女	17,047人(+32)	平均年齢	38.68歳
世帯数	11,658戸(+43)		



平成19年から 所得税・住民税が変わります

平成19年から税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります

何が変わるの？

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」の柱といえるのが、今回の「税源移譲（ぜいげんいじょう）」です。

税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになります。およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲され本町では、約3億円を見込んでいます。

どう変わるの？

住民税（町民税・県民税）所得割の税率は、3段階から一律10%に、所得税の税率は4段階の税率が6段階に細分化されます。これにより、ほとんどの方は、1月分（平成19年分）から所得税が減り、そのぶん6月分（平成19年度分）から住民税が増えることになります。

しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的には変わりません。

○ 住民税所得割の税率改正（平成19年6月分から適用）

課税所得金額	移譲前
200万円以下	5%（町3%・県2%）
200万円超 700万円以下	10%（町8%・県2%）
700万円超	13%（町10%・県3%）



移譲後
一律10%（町6%・県4%）

○ 所得税の税率改正（平成19年1月分から適用）

課税所得金額	移譲前
195万円以下	10%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	20%
900万円超 1800万円以下	30%
1800万円超	37%



移譲後
5%
10%
20%
23%
33%
40%

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	→	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	→	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	→	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	→	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	→	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	→	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。（詳しくは左のページをご覧ください）

定率減税の廃止

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税は、所得税が平成19年1月分から廃止されています。また、住民税は平成19年6月分から廃止されます。

※表中の（ ）は所得税の年分

適用	平成17年度（平成17年）		平成18年度（平成18年）		平成19年度～ （平成19年～）
	減税額	上限	減税額	上限	
住民税	所得割額×15%	4万円	所得割額×7.5%	2万円	廃止
所得税	税額×20%	25万円	税額×10%	12.5万円	廃止

モデルケース 夫婦＋子供2人・給与収入700万円（年額）

平成18年		平成19年	
住民税	196,000円	住民税	293,500円
・定率減税	△14,700円		
所得税	263,000円	所得税	165,500円
・定率減税	△26,300円		
合計	418,000円	合計	459,000円




※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

住民税の老年者非課税措置の廃止（経過措置）

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置（平成18年度・平成19年度）がとられています。

（注）定率減税措置がとられなくなることや、皆さんの収入の増減など、別の要因により、実際の負担額は変わりますので、ご注意ください。

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円（年額）

平成17年度		平成18年度		平成19年度		
	住民税	非課税	住民税	19,900円	住民税	37,300円
			・定率減税	△1,500円	・住民税 × $\frac{1}{3}$	△12,434円
			・(住民税一定率減税) × $\frac{2}{3}$	△12,267円		
	所得税	34,800円	所得税	34,800円	所得税	17,400円
	・定率減税	△6,960円	・定率減税	△3,480円		
合計	27,840円	合計	37,453円	合計	42,266円	
(税額)	27,800円)	(税額)	37,400円)	(税額)	42,200円)	

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。



生活環境課から

5月20日(日)は町内一斉清掃の日です

*雨天の場合(小雨決行)5月27日へ延期します

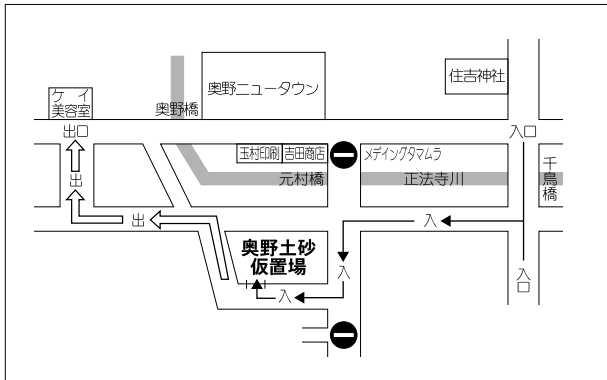
町民の皆さんの参加のもと、各地区の清掃美化を実施して、美しく住みよい町づくりをしましょう。

*一斉清掃の日は、粗大ごみを取り扱いませんので、
ご注意ください。

**排水路の土砂処理(運搬)は
各自治会でお願いします。**

一斉清掃の土砂・草木類は、奥野土砂仮置場(地図参照)で受け入れます。付近の方に迷惑がかりますので、5月20日(日)午前8時から午後2時までの間に持ち込みをしてください。また、道路幅が狭いので、2トンを超える車の乗り入れはご遠慮ください。

※当日は、混雑が予想されますので、進入は係員の指示にしたがつてください。奥野土砂仮置場までの道路等を、汚さないようにお願いします。



問 生活環境課

*一般収集日に出せる空き缶・空き缶・燃やせないごみ等は、指定日・指定場所に決められた時間内を持っていくてください。

西クリーンステーション
(☎ 637・3116)

(☎ 692・7411)



指定ごみ袋取扱店募集

9月からごみの排出には、町の指定ごみ袋の使用が義務付けられます。この指定ごみ袋の販売を行う取扱店を募集します。

ご希望のかたは、資格要件等を確認の上、説明会にご出席ください。

- 1 指定ごみ袋取扱店の資格要件**
指定を受けようとするものは、次の要件を満たしているものとします。
 - (1) 町内に店舗を有し、日常生活用品販売業務等を営んでおり町民に直接販売する者であること。
 - (2) 法人については、法人税等、個人
- 2 取扱店説明会**
資格要件を満たし取扱店ご希望のかたは説明会にご出席ください。
 - (1) 日時 5月29日(火)午後2時から
 - (2) 場所 コミュニティセンター
町民シアター(役場4階)

問 生活環境課 (☎ 637・3116)

5月14日から6月11日は 藍住町環境美化運動月間です

今年で35回目となる環境美化運動。町民の皆さんの力で美しく住みよい町にしましょう。

この美化運動期間内に、各家庭においては、家庭の内外の清掃、工場・事業所においても工場・事業所内外や周辺の清掃の実施についての協力をお願いします。

情報公開条例の運用状況

藍住町情報公開条例（藍住町条例第183号）第21条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

1 情報公開の状況

区分	公文書の公開				
	請求	処理の状況			
		公開	部分公開	非公開	不受理
件数又は人数	7件	5件	1件	0件	1件

注 「不受理」とは、当該公文書が存在しないため、請求書を受理しなかった場合をいう。

2 公文書公開の請求者別内訳

区分	人数
町内に住所を有する者	6人
実施期間の事務事業に利害関係を有するもの	1人

注 同時に複数の者から申請のあったものについては「1人」として取り扱った。

3 公文書公開の実施機関別内訳

町長部局	建設産業課	4件
	下水道課	1件
	計	5件
教育委員会部局		0件
議会事務局		0件
農業委員会		2件
合計		7件

4 不服申し立ての状況

なし

個人情報保護条例の運用状況

藍住町個人情報保護条例（藍住町条例第200号）第33条の規定により、平成18年度における同条例の運用状況を次のとおり公表します。

1 開示請求の処理状況

区分	個人情報の開示					
	請求	処理の状況				
		開示	部分開示	非開示	請求拒否	取り下げ
件数又は人数	2件	2件	0件	0件	0件	0件

注1 「請求拒否」とは、開示の請求に係る個人情報を保有していない等のため、開示の請求書を拒否したものです。

注2 「取り下げ」とは、保有個人情報の提供等により請求が取り下げられたものです。

2 内訳

区分	人数	
本人	2件	
代理人	法定代理人	0件
	法定代理人以外の代理人	0件
合計	2件	

注 同時に複数の者から申請のあったものについては「1人」として取り扱った。

3 開示請求者の実施機関別内訳

町長部局	税務課	1件
	保健衛生課	1件
	計	2件
教育委員会部局		0件
議会事務局		0件
農業委員会		0件
合計		2件

4 個人情報の訂正請求の状況

なし

5 個人情報の利用中止請求の状況

なし

6 不服申し立ての状況

なし

●あなたの声をお寄せください

*** 春の行政相談強調週間 ***

5月21日（月）から27日（日）までの1週間は、「春の行政相談強調週間」です。

国、県、市町村などの行政に関する苦情や要望、意見などを聞いて、それらの解決を図り、行政運営の改善に反映させるのが総務省の行政相談制度です。行政相談強調週間は、この制度を広く国民の皆さんに利用していただくために、全国一斉に実施しているものです。

相談所では、道路、年金、福祉介護等に加えて、行政サービスの改善に関する相談についても積極的に受け付けることにしています。

相談員の自宅においても受付をいたしますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

藍住町の行政相談委員は、

佐々木 富士子（692・2161）

田子 統子（692・4534）

定例相談日時

毎月第1月曜日

午後1時30分～3時30分

（休日及び祝日は休みです）

・場所 福祉センター 1階相談室



●5月は、軽自動車税の納付月です。納期限は、5月25日です。

納め忘れないよう注意しましょう。口座振替をご利用の方は、前日までに口座へご入金ください。

税務課（☎637・3117）
（☎637・3118）

自動車税は納期限内に

自動車税の納期限

は、5月31日です。

納期限内に納めてください。

領収証書に添付されている納税証明書は、車検の際に必要ですから、大切に保管してください。



春の交通安全運動実施中

5月11日から20日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されています。今回の運動は、①子どもと高齢者の交通事故防止、②飲酒運転の根絶、③自転車の安全利用の推進、④後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を重点に実施されています。

藍住町でも、交通安全協会、交通安全母の会、高齢者交通安全推進員等と

連携を図りながら、子どもを対象とした交通安全教室や街頭キャンペーンを展開しています。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用、自転車の安全利用等、交通ルールを守ることが、皆さんの命を守ることであります。この機会に交通マナーを再確認していただき、藍住町が事故のない町、安心して暮らせる町となるようご協力をお願いします。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆さまへ

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、あらためて内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。

なお、請求用紙は、福祉課（637・3114）に備えています。

独立行政法人

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状等の請求をしなかった方も対象です。

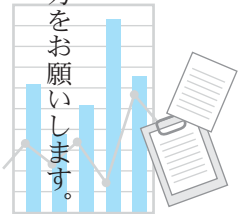
平和祈念事業特別基金
 無料電話 01220・234・933
 ホームページ
<http://www.heiwa.go.jp>

6月1日実施 商業統計調査

6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。卸売り・小売業を営むすべての事業所が対象になります。

5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。

問 企画調整課 (☎6337・3124)



6月1日は人権擁護委員の日です

皆さん、人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

法務省と全国人権擁護委員連合会で、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めており、県人権擁護委員連合会や徳島地方法務局でも、毎年、この日を中心として、人権擁護委員制度の周知と人権思想の普及・高揚に努めています。

人権擁護委員の日の6月1日には全国一斉の人権相談を次のとおり実施します。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。私たちの町の人権擁護委員は次の方々です。

- 松 本法 雄 (乙瀬)
- 萩 原 巖 (矢上)
- 廣 瀬 浩 美 (勝瑞)
- 阿 部 智 恵 (徳命)
- 小 西 茂 之 (奥野)
- 木 内 昌 美 (東中富)
- 喜 田 のり子 (富吉)

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなくてはなりません。

国の内外を問わず、人々が互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのが、私たちの願いです。

*特設人権相談所開設
 場 所 福祉センター1階相談室
 日 時 6月1日(金)
 午後1時30分～4時

日赤社費にご協力ください

5月1日より全国一斉に日赤社費募集期間が始まりました。

日赤社費は国内外のさまざまな災害援助や医療、血液事業等に使われます。婦人会の支部長さんや地域の駐在員さん、役員さんを通じて募集をさせて

頂いておりますが、社会福祉協議会でも直接社費の受付窓口もしております。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問 社会福祉協議会
 (☎692・9951)

児童手当の受給者の方へ〜現況届はお早めに〜

●●毎年6月は児童手当現況届の提出時期となっています●●

この届は、引き続き手当が受けられるかどうかを審査する大切な届です。

もし、この届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなる上、未提出のまま2年が経過すると受給資格がなくなります。

受給者の方は、必ず現況届を提出してください。

提出日時 6月7日(木)〜13日(水)

午前9時〜午後5時

(土・日は除く)

提出先 役場1階町民ホール

持参するもの

・印鑑

・受給者の健康保険証の写し(空欄に年金手帳の記号番号を記載したものの)または、年金加入証明書

※国民年金の方は不要です。

・平成19年1月2日以降に藍住町に転入された方は、前住所地(平成19年1月1日に住所があった市町村)発行の平成19年度児童手当用所得証明書

・児童の住所が藍住町以外の場合は児童の住民票謄本

※世帯の状況等により別途書類が必要な場合があります。

◆児童手当制度とは

児童手当は、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

また、平成19年4月から3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、一律1万円になりました。

支給額(月額)

3歳未満の児童

一律 10,000円

3歳以上の児童

第1子 5,000円

第2子 5,000円

第3子以降 10,000円

ただし、前年(1月から5月までの)月分の手当については前々年の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。

問 福祉課 ☎ 637・3114

乳幼児医療費受給者証の更新

●持参するもの

●印鑑

●保険証(お子様の名前のはいつたもの)

問 福祉課 ☎ 637・3114

町では、0歳〜7歳未満の乳幼児に医療費助成をしています。

この助成を受けている方は、年に一度更新手続きが必要となります。今お使いになっている受給者証の有効期限は、6月30日までとなっています。忘れずに更新手続きをしてください。

●日時

6月7日(木)〜13日(水)

午前9時〜午後5時(土、日は除く)

●手続き場所

役場1階 町民ホール



福祉スポレククラブへ寄付金寄贈

町ソフトボール協会(井上武会長)

から福祉スポレククラブへ現金22,270円が寄贈されました。この寄付金は昨年11月に開催された24時間チャリティソフトボール大会で集められたもので、このほど井上会長から坂本代表代理に直接手渡されました。

代表の長江規子氏

は、「クラブ運営に有意義に使わせていただきます」と話されていました。



「給食・調理部門民間委託基本方針」の概要をお知らせします

「給食・調理部門民間委託基本方針」では「給食民間委託基本計画」を策定するための基本的な考えを示しました。

1 住民の皆さんの意見を取り入れた基本計画を策定します

アンケート調査や保護者意見交換会等を開催し、住民の皆さんや関係者（保護者等）の意見を取り入れた基本計画を策定します。



2 民間委託は平成20年度から始まります

各年度ごとに基本計画を策定し、次のとおり実施します。

開始年度	施設名	内容	開始年度	施設名	内容
平成20年度	藍寿苑	民間委託	平成22年度	藍住中央保育所 藍住東保育所 藍住西保育所	民間委託
平成21年度	藍住中学校 藍住東中学校	民間委託	平成23年度 以降	西幼稚園 各小学校・幼稚園	統合 民間委託

3 給食費等の値上げはありません

保護者の皆さんに負担していただいている給食費は、食材費や光熱水費等の費用です。

保護者の皆さんの負担増につながるような民間委託はしません。従って、民間委託に伴う給食費等の値上げはありません。

4 調理施設は変わりません

民間に委託しても、調理は従来どおり各学校や施設の調理室で行います。別の場所で調理したものを運ぶ給食センター方式ではありません。これまでと同様の保温状態で給食が運ばれます。

5 給食の質を低下させません

「給食・調理部門民間委託基本方針」では、委託業者に対するチェック体制を整備することになっています。よりよい給食を実施するため、味や衛生面はもちろんのこと、保温状態や調理方法など、様々な面で現在の水準以上となるよう、厳しいチェック体制を確立し、委託業者と十分に連携しながら進めていきます。

「給食民間委託基本計画」策定のためのアンケート

藍住町では、本町の給食業務のあり方について様々な検討を行い、平成18年度に「給食・調理部門民間委託基本方針」を策定しました。今後、この基本方針に基づき、平成20年度から段階的に各施設の給食業務を民間に委託する予定です。この民間委託につきましては、厳しい財政状況の中で、給食内容の充実を図りつつ、予算を有効に活用するため、実施することになりました。

また、民間委託の実施にあたっては、住民サービス、福祉、教育の充実という行政の基本的な目的を後退させないほか、学校給食においては、食育のさらなる充実を考えながら実施する方針です。

今後、住民の皆さんのご意見等を踏まえながら「給食民間委託基本計画」を策定し、より良い給食を実施したいと考えています。

そこで、町では、本町の全世帯を対象にアンケート調査を実施することになりました。この調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

なお、アンケート調査は、無記名で、調査結果は統計的に処理しますので、回答者にご迷惑をおかけすることはありません。

アンケート設問

●アンケートの記入方法について

- ・回答は同封のハガキに記入してください。回答者の年齢は問いません。世帯主以外の方もご意見があれば一人ひとり切り取ってお使いください。
- ・ハガキは各世帯4人分ありますが、ハガキが不足した場合は企画調整課までご連絡ください。
- ・回答は、各設問で選んだ番号を回答用ハガキの回答欄に記入してください。
- ・回答していただいたハガキは、5月28日(月)までに、切手を貼らずにお近くの郵便ポストに投函してください。

該当する番号をいくつでも選び、ハガキの回答欄に記入してください。

Q1 本町が実施している給食業務のうち何の業務を委託すればよいと思いますか？

Q1 選択肢 (複数回答可)		
① 調理・洗浄	② 食材の購入	③ 献立
④ すべての業務	⑤ わからない	

該当する番号を1つだけ選び、ハガキの回答欄に記入してください。

Q2 給食を民間に委託することで、何を最も期待しますか？

Q2 選択肢		
① 味の向上	② 献立の充実	③ 食材の充実
④ 衛生面の向上	⑤ 特にない	⑥ わからない

Q3 給食を民間委託することで、何を最も不安と感じますか？

Q3 選択肢		
① 味の低下	② 献立の低下	③ 食材の低下
④ 衛生面の低下	⑤ 特にない	⑥ わからない

Q4 給食業務の民間委託をより良いものとするため、あなたのアイデアをお聞かせください。

新規採用職員紹介

(50音順)

福祉課 谷田 卓哉



早く仕事を覚えて、住民の皆さまの声に柔軟にかつ迅速に対応できるようにになりたいと思います。よろしくお願いします。

保健衛生課(保健センター)

船戸 波美子



保健師として配属され、戸惑いと学びの毎日です。住民の皆さまが健康で楽しい生活を送ることができるように、一生懸命頑張りたいと思います。

税務課 森 悦子



今は分からないことだらけですが、経験を積み、早く仕事を覚えたいです。そして、町民の方々に信頼していただける職員になりたいです。

労働保険の年度更新

事業主各位

平成19年度の労働保険の年度更新手続きは、お済みでしょうか。

まだ手続きがお済みでない事業主の方は、6月11日(月)が申告・納付期限となっております。

すみやかに、申告・納付されますようお願いいたします。

徳島労働局 労働保険徴収室

(☎652・9143)

スタジアムに行こう!

○ホームゲームご案内

5月26日(土)	14:00~	vs	東京ヴェルディ1969
6月10日(日)	19:00~	vs	ザスパ草津
6月13日(水)	19:00~	vs	セレッソ大阪

○試合会場 ポカリスエットスタジアム
(鳴門総合運動公園陸上競技場)



国民年金の手続きはお済みでしょうか?

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。届出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

■国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。

●第1号被保険者……自営業、学生

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	必要な届出	届出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	資格喪失届	事業所
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第3号	種別変更届	事業所
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	種別変更届	事業所
第2号	転職して自営業になった	第1号	資格取得届	市町村役場
	会社を退職して自営業者の妻になった	第1号	資格取得届	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	資格取得届	事業所
第3号	夫が会社を退職した	第1号	種別変更届	市町村役場
	会社員の夫と離婚した	第1号	種別変更届	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	種別変更届	市町村役場
	夫が亡くなった	第1号	種別変更届	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	資格取得届	事業所
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	種別変更届	事業所
未加入	会社などに勤めていない人	第1号	資格取得届	市町村役場
	20歳未満で就職し、厚生年金か共済組合に加入した	第2号	届出不要	

住民課

(☎637・3112)

徳島北社会保険事務所

(☎652・2800)

など(第2号、第3号被保険者以外の方)

●第2号被保険者……会社員などの厚生年金保険、共済組合等の加入者

●第3号被保険者……会社員など(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

■種別が変わるときには届出が必要です。

※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者のときは「妻」と「夫」を読み替えてください。



藍住町スローガン

守れ人権許すな差別

どうしますか？ こんな時

みなさん、毎日のくらしのなかで、悪意のあるうわさや不合理、偏見、また、差別的な言動に出会うことってありませんか？

ある日、B子さんはこんな場面に直面してしまいました。さて、あなたならどうしますか？

場面1 友達とのおしゃべりのなかで

B子。
C子さんのことどう思う？
あの人ってよく嘘をつくし、
かげ口も言っているらしいわ、
あなたも
気をつけた方がいいよ。

A子さん

• 黙っていいのかな…
• いやだけど話をあわそうかな…
• 強く否定したほうがいいかな…
• A子さんを傷つけないように、
私の気持ちを伝えようかな…

B子さん

場面2 結婚についての親子の会話から

D夫さんとの結婚は
絶対認めないからな！
B子！もしも、
彼と付き合ったら
親子の縁を切る。
会うことも許さんぞ！
わかったな！

父親

• やっぱり親を裏切れない…
• 隠れて付き合ったほうが…
• 誰かに相談しようかな…
• 何とか説得しなきゃ…

B子さん

みなさんは、解決方法がいくつうかびましたか？

うわさや偏見、差別は、人と人とのつながりを断ち切ったり、進路や夢、そして、かけがえのない大切な命まで奪うものです。もし、B子さんのような場面に出会ったら、一人で抱え込まずに、解決するためのいろいろな方法を考えて、まずは、行動にうつすことです。B子さんの事例では、次のようなコミュニケーションや解決方法が有効だと思います。

1の場面でのコミュニケーションの方法は

- 「A子さん、そのうわさって誰に聞いたの？それって本当かな？その友達に確かめるね。」
- 「私はC子さんもA子さんも大好きだよ。だからね、C子さんはそんな子じゃないと思ってるよ。」

2の場面での問題解決の方法は

- 一人で孤立しないように、D夫さんとたえず連絡を取るようになる。
- 信頼できる友達や親戚、関係機関にまず相談して、一緒に話し合いの場に立ち会ってもらおう。

人権が尊重される町づくりのためには、私たち一人ひとりが人権意識を高め、『自分の大切さと共に、他の人の大切さも認めること』が大切です。そのためにも、人権問題を知識として学ぶだけでなく、B子さんのような人権の上で問題がある出来事に出会った時に、「それはおかしい！」と鋭く見抜く感性や日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚を様々な学習の機会を利用してみがいしていくことが必要です。

派遣社会教育主事 和田 敏 孝

人権標語

藍住北小学校児童作品

勇気だし	手と心	差別なく	差別なし	人と人
声かけてもら	みんなつなげば	笑顔で向き合う	明るく生きよう	つながり合って
一人じゃないから	笑顔がふえる	君とぼく	ぼくらの人生	生きている
6年	6年	6年	6年	6年
浜 ちなみ	沢 菜摘	住 友 一樹	吉 悠 佑	富 里 紗



町営住宅補充入居者募集

- 募集住宅 敷地団地(3戸)
 - 間取り 和室6帖・和室4帖半・洋室3帖・台所・浴室・トイレ有り(エレベーター無し)
 - 家賃 8,500円
 - 敷金 家賃の3か月分
- ※希望者が多い場合抽選になります。
- 入居条件 同居親族があり、法に定める基準以下の所得で、住宅

に困窮している明らかな事由があり、町税等の滞納のない世帯

- 入居申し込みに必要な書類
- 町営住宅入居申込書
- 生活環境課備え付け
- 住民票

入居しようとする方全員の分

- 所得証明書
- 前年中の所得証明書
- 納税証明書

● 受付場所 生活環境課

● 受付期間 5月15日(火)～28日(月)

土、日、祝日は除く

● 受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

【※】ご注意ください

不正入居・家賃滞納者について、町営住宅の明け渡し及び家賃の支払いを求めて訴訟を行っています。

訴訟件数は、不正入居者1件・滞納者4件で内2件は強制執行しています。

※政策空家について

安任・原・中村・笠木・馬木・中富の各団地は施設の老朽化等による政策空家住宅として、現在入居の募集を行っております。

せん。なお、政策空家住宅の今後の計画については未定です。

問 生活環境課住宅係

(☎ 637・3116)

パソコン講座募集

パソコン初心者を対象にした講座です。

受講期間 6月6日(水)～7月27日(金)

曜日	講座	開講時間
毎週水曜日(合計8回)	基礎講座	① 昼の部 13:30～15:30
		② 夜の部 19:30～21:30
毎週金曜日(合計8回)	③ プログ入門講座	13:30～15:30
	④ 画像処理講座	19:30～21:30

※応募者が極端に少ない講座は開催しないことがあります。

受講資格 町内在住または、在勤者

で20歳以上の方。(学生を除く)

除く)

場 所 コミュニティセンター

情報プラザ

定員 各10人

受講料 6,900円

(教材費・諸経費を含む)

申込期間 5月16日(水)～22日(火)

午前9時～午後5時

※抽選後、当選者には5月28日(月)

までに書面で通知します。(初め

ての方を優先)

申・問 コミュニティセンター

(☎ 637・3130 火曜日休館)

教育委員会 (☎ 637・3128)

※火曜日のみ、教育委員会で受付します。

ストレッチ体操&

ニュースポーツ

“のびのび”

とストレッチでリフレッシュ”

日 時 5月28日(月)

午後7時30分～9時

場 所 体育センター

内 容 ストレッチ体操、ラージ

ボール、シャッフルボード

参加費 無料

*小さい子どもからお年寄りまで楽

しめます。

*どなたでも参加できます。

主催 町体育指導委員会

教育委員会

問 教育委員会(☎637・3128)

ボランティア会員募集

ゆうあいグループでは、障がい者の福祉向上にご理解いただけるボランティア会員を募集しています。

目的 園生と藍染を通じてふれあい、自立推進を図る

場所 鳴門授産センター藍住分場

ゆうあい作業所

人数 4人(先着順)

年会費 6,000円

その他 ゆうあいグループの行事に参加し、ボランティア活動の出来る人

の出来る人

申 ゆうあい作業所

(☎692・0707)

社会福祉協議会

(☎692・9951)

平成18年度

スポーツ優秀者募集

体育協会では、次の規定に該当する方にスポーツ優秀者表彰を行います

す。自薦他薦は問いませんので、ぜひお申し込みください。

1 四国大会での優勝者及びチーム

2 西日本大会またはこれに準ずる大会で、第2位以内の入賞者及びチーム

3 全国大会で第3位以内の入賞者及びチーム

4 徳島県小学・中学・高校新記録・県記録の樹立者及びチーム

申込締切 5月25日(金)

申・問 教育委員会 体育係

(☎637・3128)

日時 6月1日(金)

午後1時30分〜3時

(午後1時より受付開始)

場所 体育センター

対象者 20歳以上(但し、スポーツクラブ会員(団体会員可)に限りません。)

参加費 無料

問 あいずみスポーツクラブ事務局(体育センター内)

(☎692・5000)

新体力テストを開催します!
 (実年齢とは違う、体力年齢を調べてみませんか!?)



こども相談

子育てでちょっと気になるとき、不安なとき、どうしたらいいのか悩んでいても、どこに相談すればよいか分からないという保護者の方は、お気軽に近くの児童館で相談しては?

児童館では、地域の子育て応援の拠点として、住民の皆さんに利用していただけるよう、関係機関と連携を図っています。

ぜひ、お近くの児童館をご利用ください。



●日時 毎週月曜日〜金曜日の午前中

●場所

児童館(富吉・東中富・奥野・徳命・住吉・勝瑞・西部)

●内容 子育てに関する不安や悩み、その他、気になること

●利用 無料です。

※もちろん、秘密厳守です。

※時間内にご利用できないときは、児童館の先生と電話で日時を決めてください。

※相談内容が複雑であったり、分からない時は、社会福祉協議会から各種専門の相談機関を紹介していただきます。

その他、社会福祉協議会の「心配ごと相談所」でも、いろいろな相談をおこなっています。

お気軽に、お問い合わせください。

問 社会福祉協議会

(☎692・9951)

こころの相談窓口

●精神障害者の家族会・作業所について

地域活動支援センター

「特定非営利活動法人」

すみれ・あいずみ作業所

(☎693・0032)

●こころの病気・ストレス・悩みなど
 保健センター(☎692・8658)

催し物・その他

春のバラまつり開催中

町のバラ園では、シルバー人材センターの方々を中心に丹誠込めた手入れにより、約270種類、1000株のバラが咲き誇っています。

色とりどりの大輪、中輪のバラをこの機会にぜひご鑑賞ください。また、5月中はきれいなバラが見えますので、バラまつり期間にかかわらずにご来園ください。

●開催期間

5月27日(日)まで

なお、休日は駐車場が大変混雑します。みどりの広場の駐車場もご利用ください。



問 建設産業課 ☎637・3120

藍の館 6月イベント

県シルバー大学の書会 絵画像書作展

県シルバー大学OB会会員の描いた美しい絵画・書作品を多く展示していますので、ご鑑賞ください。

日時 6月1日(金)〜30日(土)

*チャリティー作品の一部販売
社会福祉協議会に寄付

問 藍の館 ☎692・6317

【講演会】

「生きるということ」&

「ボランティア説明会」

●講師 近藤治郎氏

●参加費 無料

日時 6月2日(土)

午前10時〜正午

場所 伊沢公民館(阿波市阿波町)

演題 「ああ劣等感」

・不安と孤独と劣等感

日時 6月3日(日)

午後1時30分〜3時30分

場所 吉野川市文化研修センター

(吉野川市鴨島町)

演題 「家族団らんが一番」

・コミュニケーションの細胞

日時 6月9日(土)

午前10時〜正午

場所 ふれあい健康館(徳島市沖の浜)

演題 「二匹の子羊」

・知恵と希望・不思議な解決

日時 6月10日(日)

午後1時30分〜3時30分

場所 鳴門市老人福祉センター

(鳴門市撫養町)

演題 「セルフイメージ」

・人生の設計図

問 徳島県自殺予防協会

☎652・6171

(FAX)623・9141

Eメール kiboukan@mb.tcn.ne.jp

世界を感じてみませんか

〜ブータン、ペルー、

インドネシアの巻〜

町国際交流協会では、平成19年度総会記念イベントとして、楽しいお話から世界を身近に感じ、国際理解を深めることを目的に、ブータン、ペルー、インドネシアの3カ国を知るトーク・intトークを企画しています。どうぞご参加ください。

日時 5月26日(土)午前11時から

場所 福祉センター2階

参加費 無料

申・問 藍住町国際交流協会事務局

(社会福祉協議会)

☎692・9951 (FAX)692・1626

E-mail:

aizumi_kokusai@garnet.mtl.ne.jp

図書館の行事

★おはなし会

毎週日曜日 午後2時から

★あかちゃんの読みきかせ会

毎月第2、第4水曜日

5月23日(水)、6月13日(水)

午前10時30分から

★井隈読書会

6月7日(木) 午前10時から

〈6月の課題図書〉

「空海の風景(上・下)」司馬遼太郎著

○図書館からのお知らせ

★廃棄雑誌の提供について

図書館で保存期限の過ぎた雑誌を無料で希望者に提供いたします。

期間 5月19日(土)〜6月3日(日)

時間 午前10時から

場所 図書館内

○休館日

・毎週月曜日

・図書整理日……………5月17日(木)

問 図書館 ☎692・0070

あいずみ俳壇

山田 民恵 選

紅梅の 芯まで燃えて 雨気払う
 菓づくりの 鳩もぐりこむ 藪深く
 ひとつづつ 肩書きのある 樹の芽吹く
 野の雀 集め白菜 蓬け立つ
 下萌を 蹴って男の子の 逆上り
 春節や 赤ちやうちんの 奥の宮
 手水鉢の 氷割りおり 知らされる
 梅だより 退院の日を 観覧車
 霜融けや まだ動かぬと 着ぶくれて
 遊山箱 探す古納屋 着ぶくれて
 加章 探す古納屋 着ぶくれて
 校庭を ただ駆けてみる 入学児

湯浅 佐代子
 井上 悦女
 佐野 知恵
 久次 米子
 高塚 富子
 森 稲花
 高岡 アイ子
 吉田 善子
 伊藤 たつお
 生越 茜
 山田 民恵

いきいきサロンのご案内

地域の皆さんが健康で活力ある生活を送れるよう、健康体操、お話、レクリエーション等を各地域老人憩の家で開催していますので、お気軽にご参加ください。

開催日	曜日	時間	場所	内容
5月16日	水	午後1時～3時	徳命老人憩の家	楽しく筋力アップ体操 カラオケ
5月18日	金	午後1時30分～3時	東中富老人憩の家	楽しく筋力アップ体操
5月21日	月	午前9時30分～11時	住吉老人憩の家	楽しく筋力アップ体操
5月28日	月	午前9時30分～11時	乙瀬老人憩の家	ストレッチ・ペタンク
5月28日	月	午後1時30分～3時	奥野老人憩の家	折り紙
6月4日	月	午後1時30分～3時	富吉老人憩の家	ゲーム
6月5日	火	午後1時30分～3時	西部老人憩の家	歴史の紙芝居
6月11日	月	午後1時30分～3時	東部老人憩の家	折り紙

※年齢に関係なくどなたでも、ご都合のよい会場にお越しください。
 ※健康チェック(健康相談・血圧測定・検尿等)も行なっております。

☎ 社会福祉協議会 (☎692・9951) 保健センター (☎692・8658)



こんにちは赤ちゃん 4月

おくやみ申し上げます

(子の氏名)	(ふりがな)	(性別)	(父)	(母)	(住所)
橋本 美桜	(み お)	女	裕 樹	ユカリ	勝瑞字幸島
庄野 直希	(なおき)	男	達 彦	千 春	奥野字乾
田中 駿	(しゅん)	男	卓 美	美 和	富吉字須崎
高坂 彪雅	(ひゅうが)	男	孝 好	亜由美	笠木字中野
久保 愛翔	(まなと)	男	弘 之	恵	住吉字若宮
濱 芭瑠	(はる)	女	貴 志	恵 以	住吉字藤ノ木
堀北 煌駕	(こうが)	男	友 哉	恭 子	富吉字豊吉
土井 心海	(このみ)	女	和 也	智 子	奥野字矢上前
宮崎 莉里花	(りりか)	女	拓 己	絵理奈	奥野字和田
舛田 結愛	(ゆい)	女	敏 幸	真 弓	徳命字前須東
田中 優成	(ゆうせい)	男	信	有美子	徳命字元村
松本 遙華	(はるか)	女	光 市	和 美	住吉字藤ノ木
大田 絵利	(かいら)	男	孝 文	真 由	住吉字逆藤
榊原 暖友	(あゆ)	女	友 教	友 紀	勝瑞字成長
山本 洸聖	(こうせい)	男	卓	博 子	矢上字春日
島藤 杏奈ルナ	(あんなるな)	女	カキハ、マリエル	美絵子	徳命字新居須
野間 口龍之介	(りゅうのすけ)	男	信 行	裕 美	矢上字原
大北 遥斗	(はると)	男	英 司	亜 希	住吉字乾
三隅 凜花	(りんか)	女	俊 典	陽 子	奥野字原
井口 乃娃	(の あ)	女	満 生	幸	住吉字神蔵
谷口 宇宙	(そら)	男	訓 学	初 美	奥野字原
竹内 菜々香	(ななか)	女	賢 治	奈緒美	徳命字小塚東
平石 羽桜	(はな)	女	伸 也	梨 香	奥野字矢上前
岡田 祐樹	(ゆうき)	男	仲 也	宏 美	笠木字西野
松本 優太	(ゆうた)	男	涼 平	加 奈	奥野字原
福永 万琴	(まこと)	女	順 介	木 綿	富吉字豊吉
林 咲良	(さくら)	女	武 彦	和 江	笠木字川北
記本 拓実	(たくみ)	男	浩 徳	恭 子	富吉字穂実
笹田 葵	(あおい)	男	正 臣	奈 保	勝瑞字西勝地
西川 太一	(たいち)	男	博 年	めぐみ	東中富字直道傍示

地域の子どもは、
地域で守り育てましょう

子どもは、私たちの宝です
 藍住町青少年健全育成会議
 藍住町民生児童委員協議会
 板野西部青少年補導センター

染織作品
募集

藍フェスティバル

開催期間／平成19年10月27日(土)～11月4日(日)
展示会場／藍住町武道館及び藍住町勤労女性センター

染織作品募集

全国から“藍染め作品”を募集

- 応募資格 プロ、アマ、年齢は問いません。
- 応募規定 応募方法等詳しくは、お問い合わせの上応募要領をご覧ください。

応募期間

平成19年 7月2日(月)～7月31日(火)

問い合わせ先

第22回国民文化祭藍住町実行委員会
〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1
(藍住町教育委員会社会教育課内)
TEL 088 (637) 3128 FAX 088 (637) 3153
E-mail kokubunsai@town.aizumi.tokushima.jp

主催：文化庁 徳島県 徳島県教育委員会 藍住町 藍住町教育委員会 第22回国民文化祭徳島県実行委員会 第22回国民文化祭藍住町実行委員会

記事名	確認		先		
	担当課	電話番号	HPの掲載	AIテレビの掲載	掲載ページ
所得税・住民税が変わります	税務課	637・3117	○	○	2～3ページ
町内一斉清掃・指定ごみ袋取扱店募集	生活環境課	637・3116	○	○	4ページ
児童手当現況届の提出・乳幼児医療費受給者証の更新	福祉課	637・3114	○		7ページ
「給食・調理部門民間委託基本方針」の概要	企画調整課	637・3124	○		8～9ページ
まちの情報は	広報あいずみ 毎月15日新聞折り込みで AIテレビ 1日6回 (AIタウン情報) 町政だより 毎月第1木曜日徳島新聞に掲載 ホームページ URL http://www.town.aizumi.tokushima.jp E-mail aizumi@town.aizumi.tokushima.jp		広報あいずみは、新聞折り込み・郵送でお届けしています。 もし、ご近所で広報が届いていないお宅がありましたら企画調整課 (☎637・3124) までお知らせください。		



じびいんこうか たなもと耳鼻咽喉科 クリニック

TEL 088-683-3987 (サンキューハナ)
マルナカ成長店 南200m エネオスはいる

診療科目：耳鼻咽喉科 アレルギー科 気管食道科 小児科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:45～12:00	○	○	/	○	○	○
14:30～18:30	○	○	/	○	○	/

携帯電話・インターネットから順番予約 <http://t.paa.jp/t/105201/> get1052@paa.jp
 当院 ホームページ <http://tanamoto-clinic.jp>

保護者のみなさまが安心できる、
あたたかい家庭的な
保育を目指します。



とらまる 保育園

<http://www.kansai-2103.com/toramaru/>

TEL 088-692-2358



2103

この広報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

“人との出会い”で君は変わる!

脱・ニート引きこもり!



厚生労働省委託実施事業
若者自立塾
四国

■説明会 随時開催中

※詳しくは、お問い合わせください。

未来へと一歩踏み出す“新しい自分”へ...

◆お問合せ・お申し込みは 受付時間／平日 正午～午後8時 (その他の時間帯は 090-5713-1721 横山まで)

若者自立塾 四国 運営本部 TEL.088-692-0713

<http://shikoshin.com/> E-mail: jiritujyuku@shikoshin.com 団体名／四国進学会株式会社